

富山市空き家対策官民連絡会議について

1. 富山市空き家対策官民連絡会議の設置

近年、人口減少や少子高齢化、世帯構造の変化などを背景に、空き家が増加しており、今後もさらに増加することが見込まれています。

空き家の所有者などが抱える問題は多種多様であり、その解決には個々の相談内容に応じて、専門的な知識や経験を有する主体が相談への対応を行うことが効果的であると考えられます。一方、空き家の所有者には、相談先がわからないといった意見も多くみられることから、適切な相談対応が行えるよう、関係組織が連携した相談体制を整備することが重要であると考えます。

このことから、本市では、法務、不動産などの外部専門家と連携し、空き家の所有者などが抱える多種多様な問題に対応するための体制整備の一環として、「富山市空き家対策官民連絡会議」を設置します。「富山市空き家対策官民連絡会議」は、市と多様な主体が連携して空き家対策を推進するための「協働で事業を行う場」として、本市における空き家対策に関する取り組みを活性化させる役割を担っていきたいと考えております。

2. 富山市空き家対策官民連絡会議における協議及び活動事項

富山市空き家対策官民連絡会議設置要綱では、富山市空き家対策官民連絡会議における協議及び活動事項として、次の項目を規定しました。

- (1) 空き家の現状や実態把握に関すること
- (2) 空き家の適正管理に関すること（所有者等に対する啓発、相談、管理への支援等）
- (3) 空き家の利活用に関すること
- (4) 空き家対策における協働事業に関すること
- (5) その他会議において必要と認められること

これらの項目の詳細は、次のとおりです。

(1) 空き家の現状や実態把握に関すること

空き家対策を推進するうえでは、それぞれが空き家の現状について、しっかりと把握することが重要です。本会議では、各々の日頃の業務の中で得られる空き家に関する情報や課題、対応策などの情報交換を行うことにより、実態把握に努めることとします。

(2) 空き家の適正管理に関すること（所有者等に対する啓発、相談、管理への支援等）

空き家はその所有者の財産であり、所有者自らが適正な維持管理などを行うことで、空き家に関する問題は生じないと考えられます。本会議では、それが所有する専門知識が、空き家の所有者が維持管理などを行ううえでの有意義な情報となりますので、効果的な情報発信を行い、啓発などが図られるよう、その内容や方法について協議します。

(3) 空き家の利活用に関すること

空き家を利活用する場合は、その方法によっては、補助や支援が得られる場合や、逆に規制がかかる場合など、様々な状況が考えられます。空き家の所有者がこれらの情報を正確に把握することは、結果として空き家の利活用の促進につながるものと考えられますので、関連する情報を集約・発信するとともに、それが行える新たな支援策の検討を行います。

(4) 空き家対策における協働事業に関すること

空き家の所有者が抱える問題は多種多様であり、それらに効率的に対応することが効果的な空き家対策となります。専門家が一堂に会して行う合同説明会を開催するなど、所有者が抱える多くの課題に対して連携して対応する取り組みについて、検討を行います。

(5) その他会議において必要と認められること

その他、空き家対策を推進するために有効な取り組みについて、専門分野を活かしながら、検討を行います。

3. その他

富山市空き家対策官民連絡会議は、関係各位の協力をいただき、設置させていただきました。現在参加していただいている団体以外においても、空き家対策の推進に対して協力いただける団体などについては、連携していきたいと考えております。